

令和6年（2024年）3月26日

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業指定事業所
第1号通所事業指定事業所
管理者 様

平塚市福祉部地域包括ケア推進課長

令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護職員等処遇改善加算の届出
について（通知）

日ごろから本市の高齢者福祉行政、また、平塚市介護予防・日常生活支援総合事業の運営につ
きまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度介護職員等処遇改善加算について、次のとおり対応いたしますので、当該加
算を申請される場合は、平塚市ホームページ等を御確認の上、指定された期日までに御提出くだ
さいますようお願いいたします。

1 提出書類

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【令和6年4月】
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【令和6年4月】
（※①②は、令和6年4月及び5月分の介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加
算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する届出）
- ③介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書【令和6年6月】
- ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表【令和6年6月】
（※③④は、令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算に関する届出）
- ⑤別紙様式2（処遇改善計画書）

2 提出書類等の掲載場所

（平塚市ホームページ）

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c_01762.html

ホーム > 健康・福祉 > 福祉 > 高齢者 > 介護予防・日常生活支援総合事業 > 総合事
業サービスの基準・様式集（総合事業サービス事業者向け） > 介護職員等処遇改善加算に関
する届出 > 令和6年度の届出について

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

介護職員の処遇改善

※制度概要や計画書の入力方法等の説明動画がありますので、ご確認ください。

3 提出期限

- ・提出書類①②は、令和6年4月1日（月）
- ・提出書類③④は、令和6年5月15日（水）
- ・提出書類⑤は、令和6年4月15日（月）当課必着

4 提出先

メール：keasui@city.hiratsuka.kanagawa.jp（地域包括ケア推進課メールアドレス）

※ メールで御提出される場合は、必ずお電話にて御連絡ください。

来 庁：地域包括ケア推進課（本庁舎1階 118窓口）

郵 送：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9-1

平塚市役所 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

※ 「介護職員等処遇改善加算」と朱書きしてください。

以 上

【問合せ・書類の提出先】

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

平塚市役所地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当 鶴井

電話0463-20-8217（直通）